

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 平成24年度派遣国外留学生募集要項(県費)

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「財団」という。）は、21世紀の沖縄県の振興を担う人材の育成を図るため、自然科学及び人文・社会科学等の分野において、国外の大学、大学院又は研究機関等への留学を希望する者を次のとおり募集します。

1. 留学先

留学先は、国外の主要大学、大学院又は研究機関等とします。

2. 留学の種別、派遣期間、募集人数及び募集方法

| 種別 | 派遣期間 | 募集人数 | 募集方法 | 備考 (前年度採用実績) |
|-------|------|------|------|-----------------|
| 1年課程 | 1年 | 若干名 | 推薦 | 2名 |
| | | 若干名 | 公募 | 5名 |
| 6か月課程 | 6か月 | 若干名 | 推薦 | 0名 |
| | | 若干名 | 公募 | 0名 |

(注) 本事業は、平成24年度県予算の成立を前提として募集しています。

なお、本事業は、今回の募集をもって終了する予定です。

3. 対象分野

対象とする研究分野は、(1)本県の振興に貢献度が高い研究分野、(2)産業創設につながる実学的な研究分野又は(3)沖縄の特性を活かした研究分野とします。

主な研究分野は次のとおりです。

情報通信、バイオ技術、海洋科学、環境科学、都市計画、気象、国際ビジネス、国際経済、国際関係、太平洋島嶼国開発、観光、保健・医療・福祉、教育、文化・芸術等。

4. 応募資格

次の(1)～(6)の要件をすべて満たす者とします。

(1) 日本国籍を有する者で、次のいずれかに該当する者。

- ① 沖縄県に本籍を有する者又はその子弟
- ② 沖縄県に住所を有し、平成23年4月1日現在引き続き7年以上沖縄県に居住している者又はその子弟。
- ③ 沖縄県内の四年制大学又は大学院を卒業後、沖縄県内に就職（定職）し1年以上経過している者。

(2) 平成23年4月1日現在の年齢が原則として40歳以下の者。

(3) 学歴及び推薦資格については次の要件を満たす者。

| 種 別 | 学歴・推薦資格 | 募集方法 |
|-------------|---|------|
| 1 年 課 程 | 準学士号取得者以上の者又は平成 24 年 3 月末までに取得見込みの者（海外の大学にあっては平成 24 年 6 月末） | 公 募 |
| | 高校卒業以上の者で財団が指定する推薦団体から推薦を得られる者（別紙 1 参照） | 推 薦 |
| 6 か月 課 程 | 準学士号取得者以上の者又は平成 24 年 3 月末までに取得見込みの者（海外の大学にあっては平成 24 年 6 月末） | 公 募 |
| | 高校卒業以上の者で財団が指定する推薦団体から推薦を得られる者（別紙 1 参照） | 推 薦 |

(4) 語学能力については、次の水準以上であること。

- ① 派遣先（大学、大学院又は研究機関）が求める語学能力が具体的点数として明示されている場合は、派遣先が明示する語学能力以上であること。
- ② 派遣先が求める語学能力について具体的点数が明記されていない場合は、派遣先で学位取得又は専門分野の研究遂行に十分な語学能力を有すると認められること。
- ③ 前項を満たさない者であっては、語学研修研鑽後、十分な語学能力に達すると認められること。

(5) 心身ともに健康であること。

(6) 過去に当該制度で派遣されたことのある者は、その派遣期間終了後、申請する期日までに3年を経過していること。

5. 応募手続

応募希望者は、所定様式をダウンロード（<http://www.oihf.or.jp/>）し、次の出願書類等を提出してください。

| 出 願 書 類 | 留 意 事 項 |
|---------------------|---|
| (1) 申請書 (所定様式) | ① 申請書は、 <u>パソコンを使用し所定様式に合わせて作成してください。</u> ② 申請書内「2.研究活動計画」は選考の際、評価の対象となります。様式の枠内に内容を具体的に表すよう簡潔にまとめてください。 |
| (2) 応募承諾書 (所定様式) | ① 定職者のみ提出してください。 ② 応募承諾書中の代表者については、次のとおりです。 ア 経済・産業団体、大学及び市町村等の職員にあっては、任命権者（雇用主、 <u>団体長</u> 、 <u>学長及び市町村長</u> ）とします。 イ 沖縄県職員にあっては、 <u>沖縄県知事</u> とします。 ウ 沖縄県教育庁職員又は県立学校及び公立の小中学校の教職員等にあっては、 <u>沖縄県教育委員会教育長</u> とします。 |

| | |
|-------------------|---|
| (3) 推薦書 (所定様式) | <p>① 推薦書 1 通を提出してください。</p> <p>② 推薦書中の推薦者については、応募者の職場の所属長（校長、課長、所長等）又は同人が所属する学術・研究団体等の関係者で、同人の研究内容及び研究目的等を熟知している者としします。</p> <p>③ 邦文以外の場合は邦文訳を添付してください。</p> |
| (4) 成績証明書 | <p>① 卒業した者は、最終取得学位の成績証明書を提出してください。</p> <p>② 在学中の者は、平成 22 年度後期までの成績証明書を提出してください。</p> <p>③ 最終取得学位以外に、修士号、学士号又は準学士号を取得している者は、取得学位全ての成績証明書を併せて提出してください。</p> |
| (5) 語学能力 | <p>① 英語圏への留学希望者</p> <p>ア 2009 年 8 月以降に受験した TOEFL 又は IELTS の Official Score の写しを提出してください。</p> <p>イ 平成 23 年 8 月 9 日（火）までに Official Score の写しを提出できない者は、平成 23 年 9 月 9 日（金）までに提出してください。</p> <p>（Official Score の写しを提出できない者は受験資格を失います。）</p> <p>ウ 過去 5 年以内にて英語圏の四年制大学又は修士課程を卒業した者又は卒業見込みの者は、Official Score の提出を免除します。</p> <p>② 英語圏以外の留学希望者</p> <p>国内で実施している当該国言語の検定試験の級・点数等 Score の写しを、又は英語での授業を行うクラスを希望される方は①を提出してください。</p> |
| (6) 住民票謄本 | <p>① 沖縄県に本籍を有する者又はその子弟の場合</p> <p>3 か月以内に発行された住民票謄本（本籍地記載）を提出してください。</p> <p>② 沖縄県に住所を有し、平成 23 年 4 月 1 日現在引き続き 7 年以上沖縄県に居住している者又はその子弟の場合</p> <p>ア 3 か月以内に発行された住民票謄本を提出してください。</p> <p>イ 県外在住者の場合は、県内に居住する父母の住民謄本も提出してください。</p> <p>ウ 過去 7 年間の居住記録があるものとします。</p> <p>③ 沖縄県内の四年制大学又は大学院を卒業後、沖縄県内に就職（定職）し 1 年以上経過している者の場合</p> <p>ア 3 か月以内に発行された住民票謄本を提出してください。</p> <p>イ 過去 1 年間の居住記録があるものとします。</p> |
| (7) 健康診断書 | <p>① 6 か月以内に発行されたもの。検査項目は、視力・血圧・聴力・胸部レントゲン・尿検査等（一般健康診断と同等）とし、医療機関又は保健所等において検査した診断書を提出してください。</p> |
| (8) 証明写真 | <p>① 6 か月以内に撮影した写真 3 枚（縦 4.5 cm × 横 3.5 cm）</p> <p>② 写真の裏面に、氏名を記入してください。</p> <p>③ 内 1 枚は、申請書に貼り付けてください。</p> |
| (9) 受験料 | <p>① 受験料 7,500 円</p> <p>② 郵送される場合は、現金書留で送ってください。</p> |
| (10) 通知用切手 | <p>① 80 円切手 1 枚</p> |

(注) 提出された出願関係書類及び納付された受験料は返却いたしません。

6. 募集期間

平成 23 年 7 月 4 日（月）～平成 23 年 8 月 9 日（火）17：00 まで。
※郵送の場合も、平成 23 年 8 月 9 日（火）までに財団必着のこと。

7. 願書請求先及び提出先

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 留学研修課
〒901-2221 宜野湾市伊佐 4 丁目 2 番 1 6 号
TEL (098)942-9214 FAX (098)942-9220
ホームページ：<http://www.oihf.or.jp/>

(注 1) 出願書類等の様式は、財団のホームページ（<http://www.oihf.or.jp/>）からダウンロードしてください。（AcrobatReader が必要です。）

(注 2) 推薦希望者は、財団の指定する推薦団体（別表）を通して平成 23 年 8 月 9 日（火）までに、願書を財団に提出してください。

8. 選考試験

(1) 第 1 次選考試験（筆記）

| | |
|---------|------------------------------|
| 試 験 日 時 | 平成 23 年 8 月 20 日（土）8：30 |
| 試 験 会 場 | 財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 |
| 試 験 科 目 | 適性検査 小論文（日本語及び当該国の言語又は英語） |
| 合 格 発 表 | 平成 23 年 9 月下旬（予定） |

(2) 第 2 次選考試験（面接）

| | |
|---------|---|
| 試 験 月 日 | 平成 23 年 10 月上旬（予定） |
| 試 験 会 場 | 財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 |
| 試 験 科 目 | 面 接 試 験 （日本語及び英語による面接。ただし、英語圏以外は当該国の言語による面接も行います。） |
| 合 格 発 表 | 平成 23 年 11 月下旬（予定） |

9. 結果の通知

- (1) 第 1 次選考試験(筆記)の結果については、平成 23 年 9 月下旬を目途に本人へ通知します。なお、第 1 次選考試験（筆記）合格者に対し、第 2 次選考試験（面接）を行います。面接試験日時等については、結果と併せて通知します。
- (2) 第 2 次選考試験（面接）の結果は、平成 23 年 11 月下旬を目途に、本人に通知します。なお、第 2 次選考試験（面接）の合格者に対しては、任命権者及び推薦団体へも併せて通知します。
- (3) 各試験の結果につきましては、財団ホームページ（<http://www.oihf.or.jp/>）に受験番号を掲示します。
- (4) 選考の結果、不採用になった場合、その理由などについての照会には一切応じられません。

10. 留学内定者の決定

- (1) 第1次選考試験（筆記）及び第2次選考試験（面接）の合格者を留学内定者とします。
- (2) 書類に虚偽が発見された場合及び本事業の留学内定者としてふさわしくないと判断される行為があった等の場合は、決定後であってもこれを取り消すことがあります。
- (3) 大学、大学院、研究機関等の「入学（受入）許可の取得手続」、「派遣先に渡航するために必要な査証申請手続」、「所属機関等からの派遣承認等の取付け」並びに「財団との打合せ等」は留学内定者が各自で行ってください。

11. 留学内定者に対する語学研修

語学研修を条件に内定した合格者は、各自で語学研鑽を行い財団の指定する期日までに公式スコアの写し等を提出しなければなりません。

12. 派遣開始時期：平成24年4月以降

- (1) 学位取得を目的とする者の派遣期間の開始は、正規課程の新学期開始とします。
- (2) 学位取得を目的としない者は、平成24年9月までに研究活動を開始することとします。

13. 留学生の決定

- (1) 留学生の決定
大学、大学院又は研究機関等から「入学（受入）許可」が得られた留学内定者を留学生として決定します。
- (2) 留学助成契約の締結
留学生として決定を受けた者は、連帯保証人・保証人を立てて留学助成契約を締結しなければなりません。
- (3) 派遣期間の短縮又は派遣の延期
諸般の状況によっては派遣期間の短縮又は派遣が延期されることがあります。

14. 留学費用の助成

財団は、留學生に対して、授業料（研究助成金）、海外傷害保険料、往復渡航費及び滞在費について、留学助成金として給与及び貸与します。

（派遣国によって留学助成金の額は異なります。：別紙2参照）

15. 貸与を受けた奨学金の返還

- (1) 奨学金借用証書の提出
留学助成終了の際は、貸与を受けた奨学金について、奨学金の返還方法を取り決めるため、連帯保証人・保証人を立てて「奨学金借用証書・奨学金返還明細書」及び「預金口座振替依頼書」を作成し提出しなければなりません。
- (2) 奨学金の返還
留學生は、留学助成期間を終了した月の翌月から起算して6か月を経過した後、10年以内に奨学金を返還しなければなりません。

16. 申請書等に記載された個人情報の利用について

- (1) 財団は、平成 17 年 4 月 1 日に施行された「沖縄県個人情報保護条例」（平成 17 年 3 月 31 日条例 2 号）を準用し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。
- (2) 採用者の氏名、性別、職業・肩書、所属先及び研究テーマ等の情報は、財団の事業実績、留学生派遣者一覧、ホームページ等において公表することがあります。
- (3) 採用者の氏名、性別、職業・肩書、所属先及び研究テーマ等の情報は、財団事業の広報のため、報道機関に提供することがあります。
- (4) 事業終了後に、採用者及び推薦者に対して、本件事業に関するフォローアップのためのアンケートをお願いすることがあります。
- (5) 申請書に記載された連絡先に、財団の他の留学派遣事業についての連絡をすることがあります。また、財団事業の各種案内を送ることがあります。

17. 留学生の派遣中止について

留学生が下記の事項に該当した場合には、派遣を中止することがあります。

- (1) 応募資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 出願書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) 決定された「派遣先」「専門分野」と異なる留学をしていると認められるとき。
- (4) 留学目的達成の見込みがないと判断されたとき。
- (5) 留学生たるにふさわしくない行為があったとき。
- (6) 契約書に違反する行為があったとき。
- (7) その他、上記以外の事情により派遣の中止が適当と認められたとき。

別紙 1

財団の指定する推薦団体

| 推 薦 団 体 名 |
|---------------------------------|
| 沖 縄 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会 |
| 沖 縄 県 林 業 協 会 |
| 沖 縄 県 漁 業 協 同 組 合 連 合 会 |
| 沖 縄 県 工 業 連 合 会 |
| 沖 縄 県 建 設 産 業 団 体 連 合 会 |
| 沖 縄 観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン ビ ュ ー ロ ー |
| 沖 縄 県 銀 行 協 会 |
| 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 |
| 沖 縄 県 商 工 会 議 所 連 合 会 |
| 沖 縄 県 商 工 会 連 合 会 |
| 沖 縄 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 |
| 沖 縄 経 済 同 友 会 |
| 沖 縄 県 体 育 協 会 |
| 沖 縄 県 経 営 者 協 会 |
| 沖 縄 県 婦 人 連 合 会 |
| 沖 縄 県 |
| 沖 縄 県 教 育 委 員 会 |
| 沖 縄 県 市 長 会 |
| 沖 縄 県 町 村 会 |
| 沖 縄 県 社 会 福 祉 協 議 会 |
| 沖 縄 県 私 立 中 ・ 高 等 学 校 連 合 会 |
| 沖 縄 県 私 立 大 学 協 会 |
| 沖 縄 県 医 師 会 |
| 沖 縄 県 看 護 協 会 |
| 沖 縄 県 情 報 産 業 協 会 |
| 沖 縄 県 宅 地 建 物 取 引 業 協 会 |

- (注) ① 沖縄県、沖縄県教育委員会、沖縄県市長会及び沖縄県町村会については、それぞれの所管する公社等を含むものとします。
- ② 上記団体以外の団体で、財団理事長が必要と認めた場合は、この表に掲げる代表的団体に準じて取り扱うことができるものとします。

別紙 2

留学助成金

単位：千円

| 地域 | 派遣国 | 課程 | 派遣期間 | 給与金 (給与)① | 奨学金 (貸与)② | 合計額 ③=①+② |
|-------|---------------------------------------|-------|------|--------------|--------------|--------------|
| 英語圏 | アメリカ アイルランド イギリス | 1年課程 | 1年 | 1,959 | 1,200 | 3,159 |
| | | 6か月課程 | 6月 | 1,141 | 600 | 1,741 |
| | カナダ | 1年課程 | 1年 | 1,527 | 1,200 | 2,727 |
| | | 6か月課程 | 6月 | 925 | 600 | 1,525 |
| | オーストラリア ニュージーランド | 1年課程 | 1年 | 1,479 | 840 | 2,319 |
| | | 6か月課程 | 6月 | 877 | 420 | 1,297 |
| ヨーロッパ | イタリア オーストリア スペイン ドイツ フランス | 1年課程 | 1年 | 1,204 | 1,200 | 2,404 |
| | | 6か月課程 | 6月 | 764 | 600 | 1,364 |
| 東アジア | 韓国 | 1年課程 | 1年 | 963 | 840 | 1,803 |
| | | 6か月課程 | 6月 | 536 | 420 | 956 |
| | 台湾 | 1年課程 | 1年 | 939 | 720 | 1,659 |
| | | 6か月課程 | 6月 | 512 | 360 | 872 |
| | 中国 | 1年課程 | 1年 | 829 | 720 | 1,549 |
| | | 6か月課程 | 6月 | 487 | 360 | 847 |

留学助成金の内訳

- (1) 給与金（給与）：授業料（研究助成金）、海外傷害保険料及び往復渡航費
(2) 奨学金（貸与）：滞在費

※給与金は、定められた金額内で授業料（研究助成金）、海外傷害保険料及び往復渡航費の実費額を支給します。

※留学助成金を超える費用については、自己負担となります。

※「派遣国実績」の欄に記載されていない国の留学助成金はお問い合わせください。

※上記の金額は予定額であり、変更される場合があります。

参 考

1. GPAについて

Grade Point Average の省略。成績証明書の学業成績を平均点で換算した値のこと。
GPA の計算方式は、下記の GPA 換算表に基づいて算出する。

G P A 換算表

| 4 段階評価 | 5 段階評価 | 換算値 |
|------------------|----------------|--------|
| 優・A (80 ~ 100 点) | A (90 ~ 100 点) | 4 ポイント |
| 良・B (70 ~ 79 点) | B (80 ~ 89 点) | 3 ポイント |
| 可・C (60 ~ 69 点) | C (70 ~ 79 点) | 2 ポイント |
| | D (60 ~ 69 点) | 1 ポイント |
| 不可・F (0 ~ 59 点) | F (0 ~ 59 点) | 0 ポイント |

成績の平均点 (Grade Point Average / GPA) は次のように換算します。

$$G P A = \frac{\text{(ポイント換算値} \times \text{単位数) の合計}}{\text{総単位数 (全科目の単位の合計)}}$$

例)

(科目) (成績) → (4 ポイント制へ換算) (単位数) (ポイント計)

| | | | | | | | | | |
|----|---|----|---|---|---|---|----|---|----|
| 英語 | 優 | 又は | A | → | 4 | × | 4 | = | 16 |
| 化学 | 良 | 又は | B | → | 3 | × | 2 | = | 6 |
| 歴史 | 可 | 又は | C | → | 2 | × | 4 | = | 8 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | 計 | | 10 | | 30 |

$$G P A = \frac{30}{10} = 3.0$$

2. TOEFL について

TOEFL (Test of English as a Foreign Language) とは、北米の大学等へ英語を母国語としない者が入学するための英語力を証明する試験です。

インターネット試験 (iBT) の導入に伴い、コンピュータ試験 (CBT) 及びペーパー試験 (PBT) は廃止されました。インターネット試験 (iBT) は、沖縄でも実施されています。

- ・ iBT 試験情報：アール・プロメトリック (<http://www.prometric-jp.com/>)
国際教育交換協議会 (CIEE) (<http://www.cieej.or.jp/>)
- ・ TOEFL 公式 Web サイト：ETS (<http://www.toefl.org/>)

3. IELTS について

IELTS (International English Language Testing System) とは、英語を母国語としない外国人向けの英語能力判断試験としてイギリス・オーストラリア・ニュージーランド・北米の大学などで認められています。

試験は、東京、名古屋、大阪、福岡で受験することができます。

- ・ IELTS 公式 Web サイト：ブリティッシュ・カウンシル
(<http://www.britishcouncil.org/jp/japan.htm>)

4. GRE について

GRE (Graduate Record Examinations) は一般に北米の大学院で入学審査に用いられる分析力や知識を問う試験です。試験は、コンピュータ試験 (CBT) 及びペーパー試験 (PBT) で行われ、コンピュータ試験 (CBT) は、東京・横浜・大阪で祝祭日を除き毎日実施しています。沖縄では、ペーパー試験 (PBT) が実施されています。

- ・ CBT 試験情報：アール・プロメトリック (<http://www.prometric-jp.com/>)
- ・ GRE 公式 Web サイト：ETS (<http://www.gre.org/>)

5. 注意事項

(1) 入学資格・条件の確認について

ア 留学先となる大学・大学院では、それぞれ異なる入学資格や条件を設けています。同じ大学内でも、志望専攻分野により入学条件が異なります。

イ それらの資格や条件は、大学が発行する大学要覧 (catalog/bulletin/brochure)、学部別要覧 (departmental brochure) あるいは大学の公式 Web サイトで事前に調べてください。

ウ その際、一般的な大学の入学条件に加え、留学生の入学条件 (international student admissions) と学科別の入学条件についても確認する必要があります。

(2) 要求される適性能力テストの確認について

ア 留学先となる大学・大学院では、学業成績に加えて適性能力テストの受験を要求されます。その結果を志願者の学力を測る判定材料にしています。

イ どのテストの受験を要求するかは、大学や専攻分野、入学方法 (大学：2年制／4年制大学、新入学／編入学、大学院：修士課程／博士課程) によっても異なりますので、入学条件等と併せて確認してください。

6. 過年度に出題された小論文問題

| | 日 本 語 (平成 19 年度～平成 23 年度) |
|----------|--|
| 設 問 | 次の設問に対してあなたの考えを 1, 000 字以内でまとめなさい。 試験時間：60分 |
| 平成 23 年度 | 内閣府に置かれた人間力戦略研究会が 2003 年に発表した報告書では「人間力」とは「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」を示すものとされている。必ずしもこの定義にこだわらずに、あなたの考える人間力とは何か、それも身につけるためにはどうすればいいのか、あなた自身を振り返り、また周囲の人たちなどの具体例をひきながら論じなさい。 |
| 平成 22 年度 | 「なんくるさいさ(どうにかなるさ)」という沖縄の言葉は、今では中央のメディアなどでも盛んにとりあげられ、沖縄の楽天的なイメージを作り上げる一つの要因となっています。実際に沖縄で生活する者として、あなたはこの言葉をどう捉えますか。 また、「なんくるないさ」ではすまされない沖縄が抱える問題点をひとつ取り上げ、それに対するあなたの考えを述べなさい。 |
| 平成 21 年度 | 「地産地消」「フードマイレージ」等のことばが最近よく聞かれるが、食をめぐる、先進国と発展途上国とのあいだでおこっている問題について、具体例をあげてあなたの考えを述べなさい。 |
| 平成 20 年度 | 最近よく沖縄を対外的に紹介する際に「イチャリバチョーデー」「チャンプルー文化」「長寿の島」「癒しの島」などの言葉が用いられます。 これらを批判的に検討し、将来の沖縄のあるべき姿を論じなさい。 |
| 平成 19 年度 | 東南アジア地域に、「地震」や「津波」などの自然災害が相次いで起こっています。 被災地への救援活動や復興への支援が必要とされていますが、日本や沖縄県は、どのような役割が果たせるとおもいますか。 あなたの考えを述べなさい。 |

| | |
|----------|---|
| | E n g l i s h (2007 ~ 2011) |
| Question | Write an original 60 minutes composition on the following topic by developing your ideas with as much detail as possible. However, do not write more than two B-4 sized pages. |
| 2 0 1 1 | The average age of people in Japan is getting higher and higher. As society ages, it changes in many ways. Some of the changes may be beneficial, some problematic. With increasing percentages of seniors in society, how do you think Okinawa will change in the future? |
| 2 0 1 0 | There are a number of recurrent family issues in Okinawa: for example, relatively high rates of divorce, increasing numbers of international marriages, and growing percentages of nuclear families, that is, family units consisting of parents and their children only. In recent years, issues facing the family in Okinawa have become increasingly diverse. While all of these family issues continue to show some characteristics unique to Okinawan culture and society, they reflect different aspects of contemporary Okinawan family life in ways that are not necessarily negative. Discuss some of the recent changes in family life in Okinawa, including what cultural or social influences you think these changes would have on people's lives in the future. Explain your opinions about the future of the Okinawan family |
| 2 0 0 9 | What do you think is the single most important environmental problem facing Okinawa today? Discuss the problem analyzing the causes, and mentioning any related factors. What measures would you propose to deal with the problem? |
| 2 0 0 8 | How could better relationships be maintained between Okinawa and foreign countries in the future? Refer to current problems when formulating your opinion. Then, describe in detail how you could contribute to the betterment of relations. |
| 2 0 0 7 | More and more high schools in Japan select Okinawa as a destination for peace study excursion that includes visiting the peace museums and parks, and listening to the war experiences of survivors. However, it has been pointed out that communicating war experiences to the younger generation has recently been getting more difficult. In addition, there will be fewer living war survivors as time passes. As one of those young people, what do you think about this situation, and what do you think would be an effective way of communicating war experiences to young people? |